

病院情報システム運用支援業務委託
仕様書

1. 委託業務の名称

病院情報システム運用支援業務委託

2. 業務の目的

病院内の情報システムの円滑な運用を支援すること、また機器管理などの電算室業務の支援を行うことを目的とする。

3. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 委託業務の対象となるシステム

オペレーター対象となるシステムは、別紙1に記載する。

5. 委託業務の内容

受託者（以下、乙という）は、乙のオペレーター2名（その他交代要員1～2名）（以下「乙技術者」という）を市立四日市病院内の委託者（以下、甲という）指定場所に配置し、別紙2に定める支援サービスを実施する。

6. 1 乙技術者の配置について

〔乙技術者の配置時間帯〕（いずれも1時間の休憩時間を含む）

オペレーター (1名)	・ 土日祝日を含む全日 ： 8時から17時まで
オペレーター (1名)	・ 月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く） ： 10時から19時まで

〔乙技術者の要件について〕

月曜日から金曜日まで（祝祭日及び年末年始を除く）の乙技術者について、前述の業務履行できることに加え、以下の経験年数を満たすこと。

- ① 富士通電子カルテシステム（以下 **Lifemark-HX**）を現在導入している大規模（400床以上）病院における常駐運用支援業務経験年数を10年以上有する者が主に※勤務すること。これ以外の者については、大規模病院における常駐運用支援業務経験年数を3年以上とする。
- ② 全ての乙技術者は、**Lifemark-HX** を用いた常駐運用支援業務経験を3年以上有していること。
- ③ 主に※勤務するものは、一般社団法人日本医療情報学会が認定する医療情報技師の資格を有していること。

※『主に』とは1月当たりの勤務日数が最も多い者のこととする。

乙は、前月25日（土日祝日の場合は翌診療日）までに翌月の勤務予定を提出し、甲と調整すること。

6. 2業務従事者引継について

乙は、委託開始の1ヵ月前から甲に常駐し前受託者から業務従事者間の引継を受け、委託開始時に業務が行えるようにすること。委託期間前の引継業務は別途契約とし、甲と協議すること。ただし前受託者が乙である場合はこの限りではない。

乙は、委託期間内で、各業務従事者に変更が生じる場合は、引継期間（最低1ヵ月以上）を設定し甲の承認を得ること。甲は、引継状況を確認し状況に不備がある場合は、乙に引継期間の延長を指示することがある。乙内での引継業務は、当該委託業務内で対応すること。

6. 3その他

上記以外に、災害・システム障害・サイバー攻撃等による非常時には、作業員を配置する特別対応を行なうこと。

7. 定例会議

乙は委託業務の実施状況をまとめ、毎月定例会議にて報告すること。

8. 業務の完了報告

乙は委託業務完了後、すみやかに「完了報告書」を提出し、甲の承認を受けること。

9. 委託料の請求

乙は、甲の業務完了確認後に、委託料を請求する。

毎月翌月払い。1ヵ月当たりの金額は、契約額を契約月数で除算して得た額とする。

10. その他注意事項

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。